⑦ prove to delivered the bid manual.
⑧ pledger to excluding crime syndicates and other illegal organizations defined in the bid manual.
⑻ Time-limit for tender: 2:00 PM, 23 March 2016.
⑼ Contact point for the notice: Mieko Aoike, Finance and Accounting Section, Administration Division, National Institute for Minamata disease, 4058—18, Hama, Minamata-shi, Kumamoto, 867—0008, Japan. TEL 0966—63—3111

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年2月2日
分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊補給統制本部調達会計部長
後藤　範雄

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　16
⑵　購入等件名及び数量
リチウム電池　ＪＢＡ—7007　3,160個他２品目
⑶　調達件名の特質等　仕様書による。
⑷　納入期間　入札説明書による。
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者のうち次の等級に格付けされている者であること。
上記１⑵「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級
⑷　大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長のいずれか該当する者又は陸上幕僚長から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑸　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑹　防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（但し、市場価格等による場合は除く。）
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒114—8564 東京都北区十条台１－５－70
陸上自衛隊補給統制本部調達会計部契約第２課通信電子班長　電話03—3908—5121　内線2581
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成28年３月23日17時00分まで。
ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。
⑷　開札の日時及び場所　平成28年３月24日10時00分　陸上自衛隊補給統制本部入札室
⑸　再度入札の日時及び場所　平成28年３月29日13時10分　陸上自衛隊補給統制本部兵站運用室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the Procuring entity: Norio Goto, the Contract Officer, Director of Procurement and Financial Department, Ground Materiel Control Command, Japan Ground Self Defense Force.
⑵　Classification of the products to be Procured: 16
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: Lithium Battery JBA—7007 3,160 EA other 2 items
⑷　Delivery period: as in the tender documentation
⑸　Delivery Place: as in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have Grade ⑶A, B or C on “Manufacture of Product” or “Sale of Product” in the Kanto and Koushin-etsu area in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office. (Single qualifications for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015
④　The Person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Defense.
⑤　The person who can be confirmed fair cost Accounting satisfied by the Ministry of Defense, except in case of market price.
⑺　Time limit of tender: 17:00　23 March 2016
⑻　Contact point for the notice: Head Contract 2st Section, Ground Material Control Command, Japan Ground Self Defense Force, 1—5—70 Jujodai, Kita-ku Tokyo 114—8564 Japan. TEL 03—3908—5121 Ext. 2581

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年2月2日
国立研究開発法人理化学研究所横浜事業所
契約担当役　研究支援部長　岩田　伸一

◎調達機関番号　572　◎所在地番号　14
○27 横浜第20号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　次世代シークエンサー用ＤＮＡシークエンス試薬キット（単価契約）　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書のとおり。
⑷　履行期間　平成28年４月18日～平成29年３月31日
⑸　納入場所　理化学研究所（横浜キャンパスおよび東京大学医科学研究所）
⑹　入札方法　入札金額を記載した書類及び提案に係る性能、機能等を記載した書類（以下「入札書」という。）をもって申し込むこと。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　国立研究開発法人理化学研究所契約事務取扱細則第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　国立研究開発法人理化学研究所競争契約参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて平成27年度に「物品の製造」又は、「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
⑶　製品物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。